

## 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成28年3月17日(木)

午前10時00分～午前11時35分

第2 出席者 長谷川、奥野、川本、北島、木村各委員

金高長官、栗生官房長、種谷生活安全局長、三浦刑事局長、井上  
交通局長、沖田警備局長、川邊情報通信局長  
白川審議官(サイバーセキュリティ担当)

## 第3 議事の概要

## 1 議題事項

## (1) 警察法施行令の一部を改正する政令案等について

官房長から、47都道府県警察の地方警察職である警察官の定員を994人増員することなどを内容とする警察法施行令の一部改正案、長官官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置することなどを内容とする警察庁組織令の一部改正案等について説明があり、原案どおり決定した。

奥野委員より、「今回の改正は、サイバーセキュリティ対策や国際テロ対策を念頭に置いたものと思うが、例えば、外事課への外事情報調整室の設置では、どの程度の増員となるのか」旨の発言があり、官房長から、「増員については、組織改正によって新たに組織が設置されるとしても、その組織について直ちに措置されるものではなく、最近の情勢を受けて、外事情報部を含め、国際テロ対策やサイバーセキュリティ対策の強化等全庁的な重要課題について予定されている」旨の説明があった。

## (2) 国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の見直し(案)について

官房長から、国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の見直しについて説明があり、原案どおり決定した。

川本委員より、「専決区分の見直しは、形式から実質へということで非常に良い。もっと警察庁に任せてよいことはあると思うので、不断の見直しをしていただきたい」旨の発言があった。

木村委員より、「専決区分の見直しは事務合理化のためという説明だが、私は、国家公安委員会の権限を警察庁に委任し、迅速な執行を行うため、という考えの方が良いと思う。いずれにせよ、しっかりと見直しを進めていただきたい」旨の発言があった。

北島委員より、「私も、今回の専決区分の見直しについては、歓迎の意を表明しておきたい」旨の発言があった。

## (3) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

官房長から、介護給付の月額改定を行うことを内容とする「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」の一部改正案について説明があり、原案どおり決定した。

(4) 犯罪被害者等給付金の裁定(兵庫県・北海道)に対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

官房長から、犯罪被害者等給付金の裁定に対する審査請求事案の審理状況及び裁決案について説明があり、原案どおり決定した。

奥野委員より、「児童が被害に遭った場合、収入がないので、障害給付基礎額のベースが最低額となり、非常に低い給付額にならざるを得ない。これを引き上げるには法令改正が必要なのか」旨の発言があり、官房長から、「そのとおりである」旨の説明があった。

(5) 児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について

生活安全局長から、児童の性的搾取等に係る対策に関する総合調整等の業務を国家公安委員会において行うことを内容とする「児童の性的搾取等に係る対策に関する基本方針」(閣議決定案)について説明があり、原案どおり決定した。

川本委員より、「日本社会は、この問題の認知が著しく遅れており、国際的に本当に恥ずかしい思いをしてきたので、ようやく政府としての重要課題となってよかった。是非、本気で取り組んでいただきたい」旨の発言があった。

木村委員より、「少子化社会と言われている中で、やはり子供を大事にすることが重要である。基本方針はもちろんだが、具体的にどうするかが問題であり、警察や我々も含めて、いろいろとアイデアを出しながら真剣に考えていく必要がある」旨の発言があった。

(6) 国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案について

刑事局長から、規定されていた「死体調査等記録書」の様式を廃止することを内容とする、「国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則」の一部改正案について説明があり、原案どおり決定した。

長谷川委員より、「効率的に捜査を行うために、各都道府県警察で過去に作成された記録書を全国的に検索できるようにするのが良いのではないか」旨の発言があり、刑事局長から、「各都道府県警察が整備している現行のシステムを踏まえ、どのようなことが可能なのか研究することとしたい」旨の説明があった。

(7) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会宛ての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を了承した。

## 2 報告事項

(1) 国会の状況について

官房長から、最近の国会の状況について報告があった。

(2) 警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画の策定について

官房長から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、従来の「警察庁における女性職員の活躍と全職員のワークライフバランス等の推進のための取組計画」を改正し、新たに策定した「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」について報告があった。

北島委員より、「非常に立派な取組計画であり、しっかりと進めていただきたい。意識改革が最も重要であり、その上で、幹部の率先した休暇取得、国会対応のスリム化ができるかどうかについて、特に関心がある」旨の発言があった。